

うるくの歴史と文化を語る会
会報 ガジャンビラ
第26号

発行：うるくの歴史と文化を語る会
発行人：赤嶺健治 編集人：赤嶺和雄
〒901-0156
那覇市田原4-1-1 JAおきなわ小禄支店内
TEL. (098) 857-1175 FAX. (098) 852-1486

追悼 當間一郎さん
沖縄伝統芸能の研究と復興発展の立役者

赤嶺 健治
(うるくの歴史と文化を語る会 代表)

當間一郎さんが6月18日に亡くなられたとの訃報に接し、親友の逝去を悼むと同時に、多くの同志が、優れた指導者を失った、と悲しんでいる姿を思い浮かべました。

一郎さんと私は高良小中学校、那覇高校を通じての同期生で、懇意な間柄でした。最近まで同期生10人ほどが2か月に1回集う「つまだ会」で一緒に歓談を楽しんでおりました。お互い呼び捨てにする間柄でしたが、本文では、敬意を表してさん付けで呼ばせていただきます。

一郎さんは、1960年に國學院大學文学部を卒業後、12年間首里中学校、知念高校、沖縄国際大学で教鞭をとった後、沖縄県庁の文化関係部局、県立図書館勤務を経て、1999年に沖縄県立博物館長として定年を迎えました。個人的な思い出ですが、一郎さんは早婚で、1961年から62年頃、アメリカ留学中だった私の元に、23歳から24歳で、岩手県出身の才媛京子さんと結婚するとの朗報が届きました。そこで私は、アメリカからローマ字書きの祝電を送りました。その見返りとして、一郎さんに、私の結婚披露宴での友人代表挨拶をお願いしたことをよく覚えています。

沖縄の伝統芸能分野における一郎さんの大きな活躍と貢献は周知の事実です。一郎さんは、宮良當壯博士との出会いがきっかけで、大学2年の頃から、組踊に興味を持って調査を始め、組踊研究を終生の研究テーマとしました。伝統芸能と民俗文化研究者としての一郎さんの顕著な業績は、『組踊研究』(第一書房、1992年)、『組踊写本の研究』(第一書房、1999年)、『琉球芸能事典』(那覇出版社、1992年)など数多くの著書、編著、共著、論文などの形で残されています。

一郎さんが、沖縄芸能の復興と発展に最も大きく寄与したのは、1975年に発足した沖縄藝能史研究会の3代目会長時代でした。この会は、2015年に活動を終えるまでに、多くの著名な研究者と実演家が参加して、436回の月例研究会と40回の年次研究発表大会を実施しています。

一郎さんの偉大さは、その受賞歴が証明しています。1986年沖縄文化協会賞、1993年高崎博士記念賞(國學院大學)、2000年島袋光裕芸術文化賞、2009年東恩納寛惇賞、2010年沖縄県文化功労賞、2019年宮良當壯賞などの受賞という栄誉に輝いています。

傍ら、1994年に、地元安次嶺の村踊り保存会の会長として、那覇市無形民俗文化財指定を獲得しています。2002年に、一郎さんは創立会員の一人として、私たちの「うるくの歴史と文化を語る会」を立ち上げ、10年間もその2代目代表を務めました。その深い学識と幅広い人脈で、本会活動への有益な指導助言を行い、今日の発展に導いて下さいました。また、2007年に、小禄の伝統織物の研究と復活を目指した「小禄クンジー研究会」を立ち上げ、会長として指導されました。私たちは、意欲と情熱あふれる一郎さんに大いに啓蒙され、触発されました。

一郎さん、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈りいたします。合掌



令和2年度（第18回）定期総会の中止について

今般の、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、6月16日の役員会で協議した結果、例年6月に開催しておりました定期総会（総会・記念講演・情報交換会）は3密回避、開催時間も半分という行政指導のもと、今年度は中止すると決定しました。

先にお送りした総会資料（令和元年度活動報告、令和元年度収支報告書、令和2年度活動計画、役員改選等）につきましては、厳正な会計監査も受けて役員会で承認済みであることを改めてご報告します。



平 良 徹 也
(県立芸大附属研究所 共同研究員)

資料紹介（「ウタキ」－那覇市字小禄の調査事例から－）

今回紹介するのは筆者が、いまから22年前の1998年県芸大大学院修士1年生当時、「比較民俗学研究」の課題学習のレポートとして提出したもの。旧小禄村全体（12カ字）を調査するには至らなかったものの、現在を知る上で何がしかの参考になるものと考え、ここに資料紹介をさせていただきたいと思います。本文はじめ、添付資料についてはそのまま紹介させていただきますが、執筆当時の明らかな名辞の誤りや体裁については、今回紹介するに際して部分修正を行いました。なお、旧原稿や資料の電子化（PDFからのワード変換）については国際印刷（株）様のご協力をいただきました。

沖縄県立芸術大学大学院「比較民俗学研究」課題報告

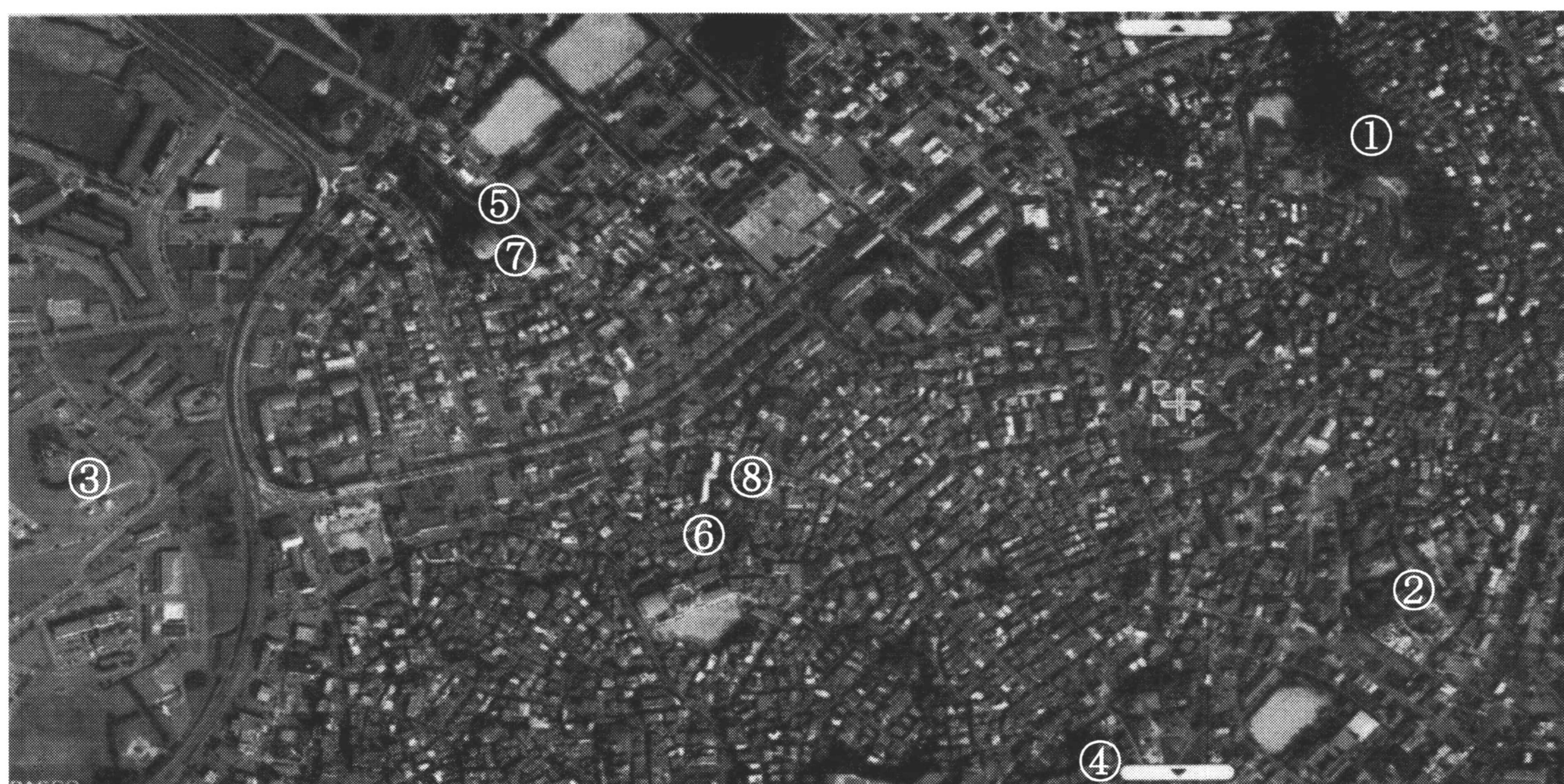
平良徹也

「ウタキ」－那覇市字小禄の調査事例から－

はじめに

那覇市の小禄地区（旧小禄村）は戦後の米軍軍事基地化によって、字大嶺、字鏡水、字安次嶺、字赤嶺、字当間、字金城のほぼ全域と字具志、字高良、字宮城、字田原の各一部が強制接収された為に部落移転や他部落民受け入れを余儀なくされた地域である。その結果、かつての村落形態（ウタキやトゥン、井戸、墓地を含む村敷）が破壊されただけではなく、民俗行事などに限ってみても著しい変容を余儀なくされた地域であるといえるだろう。又、本土復帰後の急速な都市化によって、さらに上記の変容に拍車がかかってきた地域でもある。そのような中にあって、字小禄は戦後の米軍による強制接収からは免れることが出来たために、ほぼ昔ながらの部落形態を保っている部分と、その後の都市化に洗われている地域とに腑分け出来る形態を持つに至ったといえる地域であるといえるだろう。本稿は字小禄における「ウタキ」の有り様の実地調査の事例から、米軍による強制接収によってもたらされた他小禄地域の「ウタキ」の有り様の変化と都市化によってもたらされた「ウタキ」の有り様の変化を観察してみようとするものである。ただし本稿は本格的な民俗学的調査に基づくものではないので、その場での年中祭祀に触れることは出来ないばかりでなく、扱う事例もごく限られたものにならざるを得ない。これらの事を先ず明らかにしておくと同時に、今後の調査へと引き継いでいかれるべきものである事を、是非述べておきたい。

注 空撮図で見るウタキの現在（Yahoo!地図上に番号を記し、2010年2月2日に挿入）



解説

【字小禄】①小禄ノ嶽 ②真玉嶽（含む集合拝所）

【字大嶺】③大嶺ノ嶽 → ④大嶺戦後集合拝所（新部落地内）→ ⑧大嶺平成新集合拝所

【字赤嶺】⑤赤嶺ノ嶽 → ⑥赤嶺戦後集合拝所（字赤嶺地内）→ ⑦赤嶺平成新集合拝所

筆者註 上記写真は本稿の補助資料として後年に挿入したもの

一 基地化とその後の土地解放による「ウタキ」の変容

字小禄を含む旧小禄間切は1673（尚貞5）年に真和志間切より小禄、儀間、金城の3カ村を、同じく豊見城間切からは赤嶺、安次嶺、大嶺、具志、高良、宇栄原、宮城、当間の8カ村を分割し、計11カ村をもって設立された。その後、湖城、松川、田原、堀川の4村が新設された。設立当初の按司地頭は小禄御殿（金武王子朝興）、親方地頭は小禄殿内毛文祥（小禄親方盛聖）であった。ちなみに「琉球藩臣家禄記」（明治6年）では両惣地頭について、「小禄按司 家禄三百石 物成九拾八石余 領地 小禄間切作得二十九石余」、「小禄親方 家禄八十石 物成二十六石余 領地 小禄間切作得三十八石余」となっている。さて、その小禄間切のウタキは「琉球国由来記」（1713年編さん。以下『由来記』）ではノロ崇所として、以下の様に記されている。

1 小禄ノ嶽	神名 ミキヨチヤマベノ御イベ	小禄村	小禄巫祟所
2 真玉嶽	神名 トモヨセノ御イベ	同村	同上
3 儀間ノ嶽	神名 コセラノ御イベ	儀間村	儀間巫祟所
4 辻森	神名 イシラゴノ御イベ	同村	同上
5 ヤラザ森	神名 マシラゴノ御イベ	同村	同上
6 ヤヘザ森	神名 イシラゴノ御イベ	同村	同上
7 金城ノ嶽	神名 アツメナノ御イベ	金城村	同上
8 アカラ嶽	神名 ウルワシノ御イベ	具志村	具志巫祟所
9 サキヤマ嶽	神名 コバマノ御イベ	同村	同上
10 大嶺ノ嶽	神名 マシラタイノ御イベ	大嶺村	大嶺巫祟所
11 赤嶺ノ嶽	神名 ナエカサノ御イベ	赤嶺村	赤嶺巫祟所
12 安次嶺嶽	神名 アウキラノ御イベ	安次嶺村	同上
13 当間ノ嶽	神名 スズカミノ御イベ	当間村	同上
14 湖城ノ嶽	神名 アマンヨノノロ御セジ	湖城村	儀間巫祟所
15 トノモトノ嶽	神名 シマノ根ノ御イベ	宇栄原村	具志巫祟所
16 アヤ森ノ嶽	神名 トノモトノ御イベ	同村	同上

（『定本琉球国由来記』角川書店1997年による）

これらの各ウタキは昭和初期の小禄村の様子を記述した「那覇民俗地図」（昭和54年）上で、宇栄原村の15、16を除いてほぼ確認できる。（ただしウタキ名は『由来記』とは必ずしも一致しない。ここでは『由来記』に記述されたウタキを問題にするのではなく、これらがどうあったのかを見るための指針としてあくまでも掲げている。）しかし、これらは米軍の土地接収以後次のように分類する事が出来る。（ただし復帰後の土地解放については後で扱うので此処では含めない。）

あ、ウタキ全体が破壊された。（ウタキの機能は部落とともに他地区へ移動） 5, 6, 10, 13、

い、ウタキ森は辛うじて基地内に残された。（ウタキの機能は部落とともに他地区へ移動） 7, 11, 12

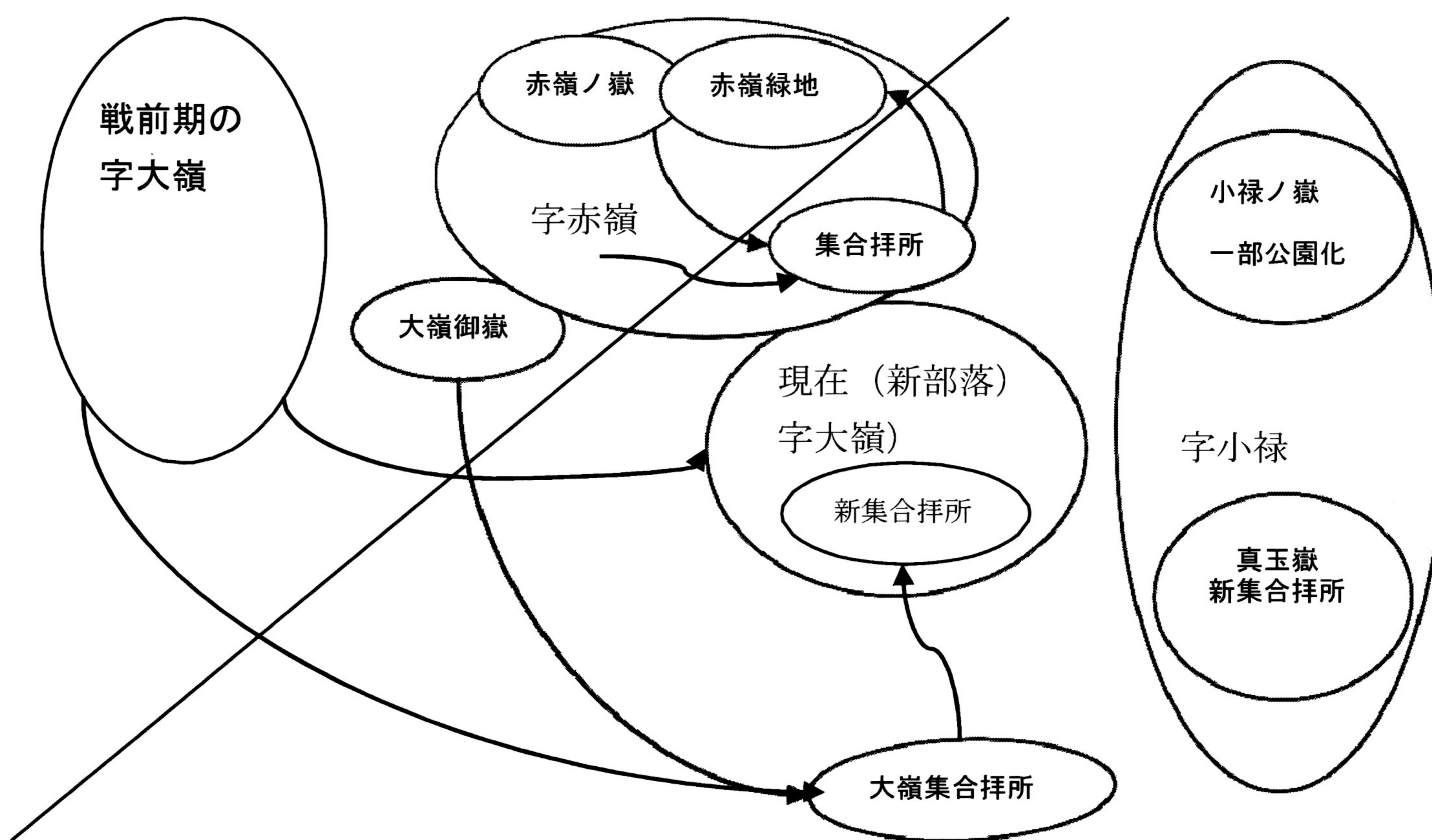
う、ウタキ森の半分が土地接収され、ウタキは破壊された。（ウタキの機能は同域内で移動） 3, 9, 14

え、ウタキおよびウタキ森全体が基地の土地接収から免れた。 1, 2, 8, 15, 16

お、ウタキ全体が破壊され、ウタキ機能そのものも喪失した。 4

上記の結果から、米軍による土地接収の結果のウタキ機能の移動の在り方と非土地接収地区におけるウタキの在り方の比較が検討されるべき課題として浮かび上がってくる。そしてそれが次の都市化の時代へどう影響を与えていくのかが検討されるべきである。

参考図（1946年～1998年・2010年）米軍那覇基地接收地区 ←／→ 非接收地区



I 土地接收地区でのウタキ機能の移動(字大嶺の事例／大嶺ノ嶽)

字大嶺のウタキとして『由来記』には大嶺ノ嶽が記述されている。「那覇民俗地図」においても大嶺御嶽原に大嶺ウタキとして確認することが出来るが、同所は字赤嶺地内となっていて字大嶺地内とはなっていない。これは字大嶺の根屋といわれる具志川家がそこを遠い出自とするという伝承が存在することが関わっていることから、同所は大嶺御嶽として継承尊崇されてきたとみてよいだろう（同所をウフンミヤシチと呼ぶ伝承も存在する）。

終戦後部落ごとの移動を余儀なくされた字大嶺の人々は、昭和28年、いわゆる新部落地内の一角に約184坪の土地を求めてウタキや諸拝所の移動を行なっている。

これはいちいち米軍の許可を受けなければ基地内に入って拝みを果たすことが出来なかった不便さを解消するためであったらしい。その時、次のような旧諸拝所の結集が行なわれた。以下にそれを列挙する。

現（新部落地内）大嶺のウタキの諸祭神（P9 参考資料1 御嶽の配置図参照）

大嶺御嶽原之祭神、玉城世、御先御城世、大城世、西ヌ具志川御墓、具志川御墓、野呂神、ニーブ取神、火ノ神、今帰仁御通、前城、竜宮ノ神、三穂田、後山大城世之神川、川ヌ端ノ川、浜ヌ端ノ川、チュジャ一川、ヒーザー川、フカマヌ川、ジュサラシ川、ヘーヌ大川、テーラヤー小、トーテーク

23もの祭神が集合した、と見てもよいだろう。『由来記』には大嶺ノ嶽の外には大嶺村に関わる神社や年中祭祀所として、「土地公、中瀬、大嶺里主所之殿、タカイノ殿、具志川之殿、大嶺巫火神、御嶽之殿」が記述されていて、集落内に点在した諸拝所が想像出来たことと比べると、あまりにも濃密な聖空間とは云えないだろうか。村敷の総移転という止むを得ない事情であったとはいえ、場や禁忌と結びついていたウタキや御願所のそれまでの在り方の変容を此処に認めることができるようである。これは、「ウタキや拝所の機能の人為的集中的再配置は許される」というフレキシブルな考え方の一端を示したもの、として受けとめておこうと思う。（なお大嶺には現在ノロは存在せず、現新部落内にノロ殿内が拝所として大嶺区によって建てられた。）

II 非接収地区におけるウタキ（字小禄の事例1／小禄ノ嶽）

『由来記』には小禄村のウタキとして、小禄ノ嶽および真玉嶽が記されている。両ウタキとも米軍の土地接収地区からは外れていたために、それ以前からの状態のまま継承（ここでは戦争による森の消失は除外して考えている）されて来ていた。ただし真玉嶽は後程扱うように、復帰後の急速な都市化によってすさまじい変容を余儀なくされるまでの間も、そのまま継承されていたと見てよいだろう。ここでは小禄ノ嶽について伝承を含めて先ず、みてみることにしよう。

小禄ノ嶽は現在、カニマン御嶽ないしクシヌウタキあるいはクシヌカニマンともよばれ、小禄小学校裏手丘陵一帯を占め現在では鬱蒼と木々に覆われている。その山の頂上付近の神の依り代と思われる大岩の前には、香炉がそこここに設置されていて、濃密な聖空間を作り上げている。また頂上の大岩の上には威部と思われる場所があり、そこへと導く石段脇の岩陰には、字小禄の発生と以後の発展に関わるとされるいわゆる三様（ミサマ）と称される宗家、大里（ウーザトゥ）、照屋（ティーラ）、崎山（サチャマ／現在断絶、拝所を区内に建て同区が管理）の古墓（神墓）が存在している。なお小禄ノ嶽一帯は小禄グスクとも重なりを見せていて、次のような伝承が存在している。

○城主は泰期金満按司であり、彼は察度王の弟であった。その石垣は、屋良座森グスクが造営される際に取り壊され屋良座森グスクの石垣として利用された。（ただし三重グスクとの説もある。）

○武寧王（在位 1396 年～1405 年）がこの小禄グスクに住みここで夫人をもらい、その一子が小禄王子である。

○小禄ノ嶽へは小禄ノロや根神、居神などのごく限られた職能者しか入ることは許されなかった。

○小禄ノ嶽の南側にカナマンという所があり、いま拝所で小禄や田原の人々が拝むが、このカナマンという所に昔、フッチャーペークミーという人がいて、鎌、ヒーラ、鍬等の農具を作った場所だといわれ、そういうことで、今はカニマン嶽という。

上記の小禄ノ嶽の在り方は、ウタキ腰当て説（字小禄の旧家群はこの小禄ノ嶽のある丘陵南面中腹部から展開している）グスク聖域説、グスク居住域説（グスク系土器が出土したとの報告がある）、の何れをも少なからず了解させる要素を保っているといえる。又、ウタキやグスクにまつわる口頭伝承が豊かに人々の間に確認出来るという事は、このウタキが聖域として、禁忌とともにいまだに人々の間に息づいている事を示すものである。小禄ノ嶽が手付かずのままであった事がこれらの諸観念を支えてきたと見ることが出来る。そしてさらに付け加えておくことがあるとすれば、字小禄には祭祀の司祭者としての小禄ノロが継承されて来ていたことも、この際、より重要なことであると思われる。小禄ノ嶽へ入るには、小禄ノロ膝下の「小禄ノ嶽へのお通し」への祈願が必ず求められていたとの事であり（現在も守られているとの事）、これなども小禄ノ嶽をさらに聖域視させるものであったと考えてよいだろう。

上記のような事からこの項でのまとめとしては、「ウタキも森も伝説も人為的変容が加わる前の状態である」、としておこうと思う。

III 都市化の波に洗われたウタキ（字小禄の事例2／真玉嶽）

字小禄には小禄ノ嶽の他に同区の南前方の丘陵上に真玉嶽が存在した。此処も小禄ノ嶽と同様に米軍の土地接収からは免れたために、森そのものとともにほぼ昔の通りの状態でウタキを含む諸拝所が保たれていたということである。小禄ノ嶽が後ヌウタキ、後ヌカニマンと呼ばれていたことに対し、真玉嶽は前ヌウタキまたは前ヌマタバ（前ヌマダマ）と呼ばれ、小禄ノ嶽と同じ様に小禄区民の尊崇を集めていたとのことである。又、男子が止むをえず真玉嶽の聖域へ入域するときには、ぜひとも女装をしなければならなかつたという禁忌もかつては存在したという。

さてこの真玉嶽の域内には、以下の諸祭神がそれぞれの座を占めて祀られていたという。小禄自治会からの資

料によって、それを先ず記す。（P9 参考資料1 真玉嶽配置図参照の事）

- A、ウミチムン（御三物）、火の神（ヒヌカン）
- 1、大里アジシー（宗家大里の先祖）
- 2、中ヌ玉御殿（七世入り込みの神を祀る）。
- 3、居神又は崎山ノロの神を祀る。
- 4、根神又は村イガン、嶽イガンの神で、崎山、思い、殿内の三門中のミサマの神とも云われている。
- 5、イービヌメー（威部の前）、天地の神（大昔世／ウーンカシューの神）で、現在村グサイ、嶽グサイ、国グサイとして崇められている。
- 6、殿内、与儀（ユージ）、思い三門中の神と南山クダイの神が祀られている。
- 7、シーゾ神（才の神）又は芋、酒を作った神を祀る。
- 8、天孫子（ティンソンシ）の神を祀る。
- 9、百名、仲村渠、ミントゥンの神アギウファー（お母さんのこと）の女神（ウンナガミ）を祀る。
- B、玉城村ミントゥン（明東）へのウトウーシ、子どもが誕生した時に報告する。

（筆者注：5のイービヌメーが真玉嶽の本体であったものと思われる）

上記のような諸祭神が祀られていた真玉嶽のある丘陵は復帰後もウタキの森として、徐々に開発されて宅地化されていく中で大海に浮かぶ孤島のように緑を保っていたという。しかし旺盛な土地需要は、老人センターの建設用地として、公民館の建設用地として、小禄自治会マンションの建設用地として、児童公園の建設用地として、同丘陵の開発を求めてきたという。この時、聖域の保護か開発かという論議を同区の住民同士で戦わさなければならぬ事態にたち至つたらしいが、結果は先祖伝来の土地を有効に活用しつつ字小禄区民の利益に寄与すべきとの結論に達し、真玉嶽を中心とする聖域の森を切り、土地を造成し直す開発再編の手が入る事になっていった。その後、ウタキおよび諸拝所の再編は次のように行なわれた。（P9 参考資料1 真玉嶽配置図参照の事）

- ・字小禄の戦没者の為に小禄神社を造営する。
- ・真玉嶽の諸祭神は聖域を新たに設けて集合させ、香炉をそれぞれに設置し、これまで通りに祀る。
- ・区内に散在する神井戸も、もはや使用されていなかったり、埋められたりしていて、祈願しにくくなっているので、その不便を解消するためにそれらを新たな聖域に集めて祀る。（以下の神井戸がそれである。）
 - （あ）嶽グサイカー、（い）其の他諸々のカー、（う）後原ヒージャー小、（え）前内間カ一小、（お）ウシヌシシーカー、（か）ハマカーカー、（き）ピンカー、（く）西川蔵ヌカー、（け）上ヌカー、（こ）ターガー、（さ）アムールヌカー、（し）島田カー、（す）後シ川カー

※神井戸名は現在、同地の香炉前面に記載された通りのものである。

上記のもとに新たに再編された真玉嶽はコンクリートの固まりのようになり、都市化された真っ只中にお浮かぶ緑の島のような小禄ノ嶽と今日も無言のままに向き合っている。

ここで真玉嶽の整備にともなう建立記念碑に刻まれた琉歌をみておきたい。この整備を進めた当時の自治会長が詠んだもので、整備に向き合ったひとつの心の在り方をよく示している。

真玉うふ嶽や 小禄ぬ御ふんし あん美さ建立 村ぬ誇

さてこの琉歌が示しているように、ウタキは区民にとってたしかに今も「御ふんし（風水）」であるといえるだろう。ウタキを消したのでも無く、粗相に扱ったのでも無く、区民の心の寄り所として紛れも無く新たな装いを凝らしたのである。

つまり「これまでの御嶽の機能を失する事無く集合拝所として再編し直す」という都市化のなかのひとつの御嶽の在り方を示したものと考えてよいだろう。この考え方はすでに見た大嶺ノ嶽の今の在り方と、米軍による土地の強制接収の有無を問わなければ酷似している、といっても過言ではあるまい。

IV 米軍の基地撤収にともなう土地返還後のウタキ（字赤嶺の事例／赤嶺ノ嶽）

字赤嶺は基地用地として土地の強制接収がなされたが、上の毛（ウィーヌモー）と呼ばれていた赤嶺ノ嶽のある丘陵のその上部には給水塔が建設され現状変更がなされたものの、その森や、アジシーなどの古墓群はほぼ聖域として以前の状態のままその命脈が保たれていた。しかしながらそこでの御願をかんがえた場合、やはり基地内への入域の手続きが煩雑さを極めるということから、別の場所へのウタキの移転が考えられていくようになつた。そういう事から、かろうじて接収を免れた旧字赤嶺のもっとも東外れの馬の弔い所（ウマウクイドゥクル）といわれていた場所に、ウタキの機能を移し部落の御願所としていくに到つた。字赤嶺の人々の多くは基地のすぐ近くに新たに集住し、いつの日か再び元の地へ還れることを念願していたという。

そして本土復帰を経ての米軍基地機能の統合再編という国家的プログラムが急展開した事によって、字赤嶺、字金城、字田原、字安次嶺、字具志、字宮城等の土地の一部ないし全部が返還解放される事になっていった。しかしながらそれらの土地は基地であったが故、かつてのような姿は一部手付かずとなっていたウタキなどの森であった地域を除いては、絶望的なほどに様変わりしてしまつていていた。そのために新たな土地利用の計画が立てられ、都市として蘇ることとなつていった。ということは当然「那覇民俗地図」に見られたようなウタキや、域内各所に点在した諸拝所が、元の場へそのままの帰還を果たすことはなかったということを意味している。

『由来記』および「那覇民俗地図」には、赤嶺村、字赤嶺のウタキおよび祭祀所として次が見られた。

『琉球国由来記』（赤嶺ノ嶽、赤嶺之殿、安次富之殿、赤嶺巫火神）

「那覇民俗地図」（仲本のアジシー、上ヌウタキ、西ヌウタキまたは雨ごいウタキ、中ヌウタキ、カナマシヌウタキ、安里の殿、ヌルガー、ウブガー、ナカマガー、アサトガー）

『由来記』の時代から「那覇民俗地図」の時代へどのような変遷があったのかをここでは問わないが、これらの諸拝所の機能が米軍の土地接収後、前述のウマウクイドゥクルに造営された集合拝所へ移されたと考えてよい。（祭神については未聴取の為、不明）

さてこのように一端、集合拝所に集められていた諸拝所が、その後土地が戻ってきたことによって、再移動が行なわれることになつた。もちろん既に述べておいたように、元の場所へと云う訳ではない。新たに赤嶺緑地と名付けられた基地の中で破壊を免れたかつてのゆかりの地、赤嶺ノ嶽の地へ、そこへ新たに設けられた赤嶺御嶽への移動であった。那覇市によって建てられた「赤嶺緑地の案内図」に記された説明文では

この緑地は古くは「^{ウィーヌモー}上の毛」と呼ばれた聖地であった。現存する赤嶺の御嶽、安次嶺の御嶽は「琉球国由来記」に記載されている歴史的な場所である。

戦後は米軍に接収され、返還後土地区画整理事業の中で都市公園に決定され平成9年（1997年）3月緑地として整備した。

となっている。このように都市公園となった赤嶺緑地への赤嶺の諸拝所の再移動であった。現在の赤嶺御嶽は次のような集合拝所と化した。（緑地内の中腹に造営された字赤嶺御嶽には、諸祭神が山肌を背に約20メートル程の空間に直線的に並べられている。）次に列記する。

西ヌ御嶽、上ノ御嶽火神、上ノ御嶽、火神殿内ノ御嶽、金満アジシ、金満御嶽、安里ノ殿、安里井、地頭火神ノ神井、上ノ御嶽神井、ノロ井、仲間井、産井

ここで赤嶺ノ嶽の事例をまとめてみると、

- ① 土地接収されたが基地内に残されたかつてのウタキの森は破壊から免れた。
- ② その後、基地の外に集合拝所が造営され、かつてのウタキや各所拝所の機能の移動が行なわれた。

- ③ 次に基地の返還とともに土地の解放がおこなわれた。
- ④ しかし都市計画に従って、かつてのウタキの森は公園化された。
- ⑤ その公園内に新たに造営された拝所に、かつてのウタキや諸拝所が集中して祀られるようになった。となる。このことを含めて次節でこれらのウタキをめぐる動きを手短に検証してみようと思う。

二 小考察

これまで見て来たように小禄のウタキをめぐる戦後の動きは、ウタキの機能の集中的再編成が行なわれたことにあると見てよいだろう。ただしここでは二重の意味で統合が行なわれたと云うことが出来るようだ。土地が強権的に奪われた為の統合と、都市化に対応するための統合である。そしてそのいずれの場合にあっても、かつてのウタキや拝所の機能の放棄などではなくたとえ一極に集中したとしても、あくまでもその継承が図られたことがあるといってよいだろう。

（ただしこの場合、完全な継承であるのかどうかについて、調査が行き渡っていない為に完全に述べることが出来ないのが気掛かりである。）

時間軸（戦後～1998年）に従って四つの事例をまとめると、

	小禄ノ嶽	真玉嶽	大嶺ノ嶽	赤嶺ノ嶽
「那霸民俗地図」 土地接收	否 ウタキ森残存 手付かず	否 ウタキ森残存 手付かず	基地化 ウタキ森破壊 移動して 集合拝所へ	基地化 ウタキ森残存 移動して 集合拝所へ
復帰				
都市化の波		ウタキ森の開発 集合拝所化		
土地返還				かつてのウタキ の森の都市公園化 新集合拝所へ 再移動
現在				

となる。この表をさらに詳しく見てみると、次のことが分かってくる。「ウタキ森の開発や破壊と諸拝所の一極集中化が密接につながり、集合拝所を作り上げている。」とまとめる事が出来るようだ。土地の逼迫という事情の前に下された結論が、ウタキの放棄や諸拝所の破壊という事よりも、新たな聖空間の造営をという手段に人々を走らせたものと考えてよい。この考え方には、これまで年中行事の中で幾度と無く繰り返されてきた「死と再生」の概念が反映されたもの、と受けとめられるのでないだろうか。

次に此処まで触れて来なかったものとして、香炉の事がある。たとえば赤嶺緑地の赤嶺の御嶽を例にとると、全16個の香炉について、4個新造、12個継続が行なわれた。継続された12個についていつの時代からのものなのか、もはや聞き取りでは証言を得ることは出来なかつたが、新造された4個の香炉については、もはや使用に絶え得なくなっていたからとの言葉が得られた。つまり言葉を換えて云うと、これらの造り替えというものは「死と再生」の概念が実践的に行なわれたことを意味するものと思う。又、従来のもののそのままの使用ということも、いつの日か作り替えられることをこの場合暗示していて、同様な考え方を示したものと考えてよいだろう。ちなみに小禄の集合拝所は全ての香炉が作り替えられた。

このようにウタキをめぐる小禄のこれまで見てきた事例は、形を変えて現われた「死と再生」ということであって、これまで幾度と無く繰り返して来た民俗社会の文化概念の中に読み取る事ができるのではないだろうか。

おわりに

本来であれば、小禄地区に存在する字毎の全てのウタキについて調査した上で、レポートにまとめるべきであったが、残念ながら今回は果たすことが出来なかった。今後も調査を継続して行くつもりではあるが、時間との勝負になることははっきりしている。事情を心得ている者の減少に歯止めが掛からないことと合わせて、資料の発掘もなかなか成果が上がらない現状にある。それだからこそ調査の継続を急ぐ必要性があるのである。

又残念ながら、年中行事がどのように変わっていったのかについても触れる事が出来なかった。これも今後の課題として受け止めておこうと思う。

今回は小禄のウタキの現在の姿を中心に、どのような因子が今の姿をもたらしたのかを検討して見ようという事に主題があった。結論は必ずしも満足をさせるものではないが、これからどこを見ていきながら調査を継続すればよいのかを教えてくれているような気がする。とにかく調査を続けてみる。これをこのレポートの結びの言葉としておきたい。

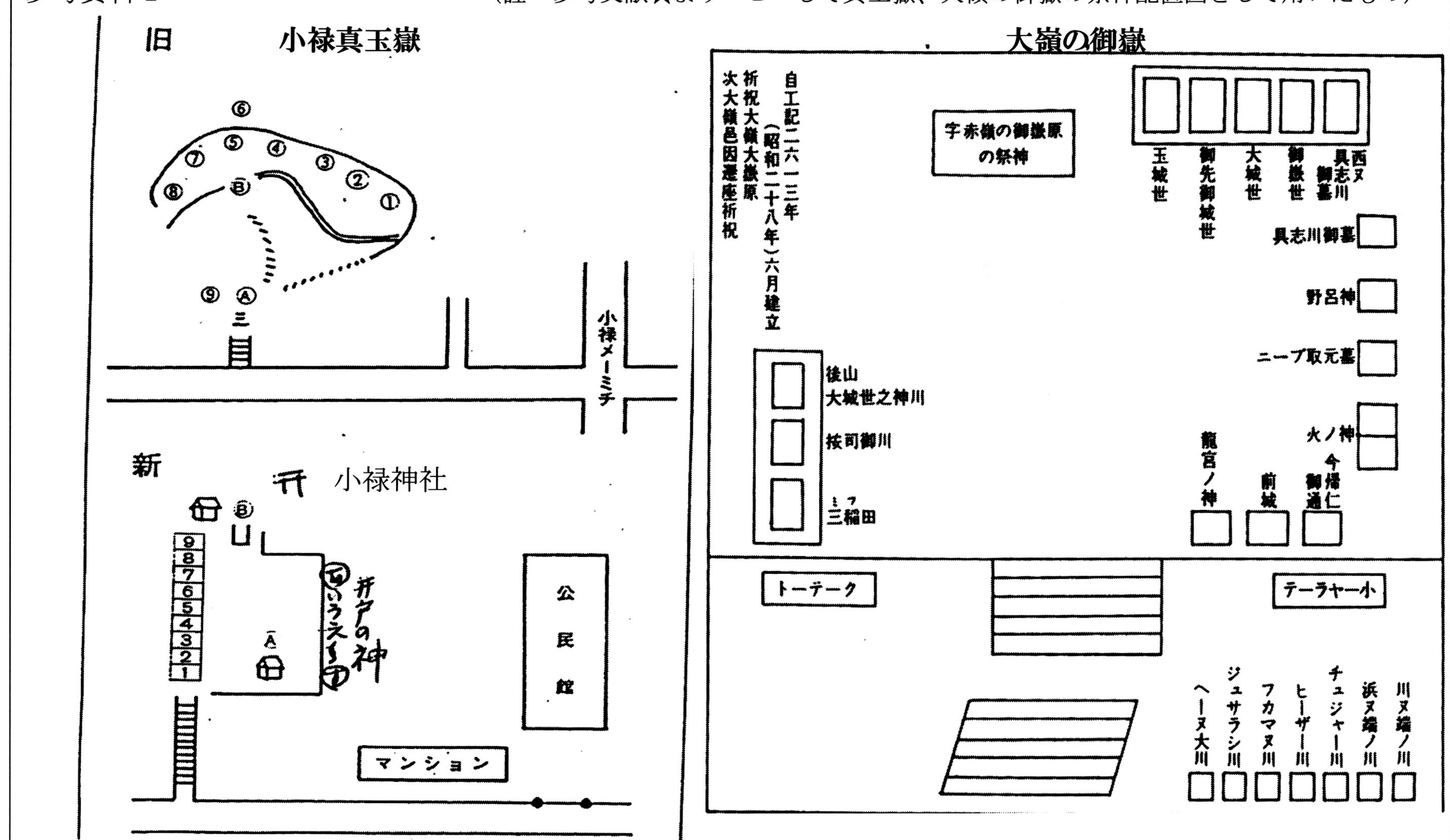
＜取材協力者＞

字小禄 那霸市字小禄 照屋シゲコ
小禄自治会 書記 上原繁子
同 門中財産管理 上原仙子

字赤嶺 那霸市字赤嶺 具志恒太郎
字大嶺 浦添市牧港 平良茂子

参考資料1

(註 参考文献★よりコピーして真玉嶺、大嶺の御嶺の祭神配置図として用いたもの)



＜参考文献＞

- ・『沖縄県歴史の道調査報告書IV』沖縄県教育委員会文化課編 1987年
- ・『定本琉球国由来記』外間守善 波照間永吉編著 1997年
- ★『大嶺の今昔』大嶺自治会編 昭和58年
- ・『那霸市の民話第I集』小禄地区 沖縄民話の会編 昭和52年
- ・『那霸市史 那霸の民俗』那霸市史編集委員会編 昭和54年
- ・『那霸民俗地図』那霸市史編集委員会編 昭和54年
- ・『小禄の歴史を訪ねる講座』那霸市小禄南公民館編 平成5年
- ★『小禄自治会館 落成記念誌』字小禄自治会編 昭和58年

第15回「うるくま～い」一字具志一

書記会計：長嶺文雄

第15回「うるくま～い」が令和2年2月23日（日）に行われました。具志自治会館に午後2時に集合し、赤嶺健治代表の挨拶の後、具志字誌編集委員の上原勉氏の案内で視察しました。当日は新型コロナウィルスの感染拡大が懸念される中、会員含め17名の参加者でした。

自治会館2階には、坂本万吉氏のサーティヤー（製糖屋）の写真が掲げられ、会員の金城重正氏より、ヒリグスク山（タンク跡）から撮影された1枚で金城重正氏の父親たちが製糖作業に精を出している様子との説明があった。自治会館1階にはしばらく所在不明となっていた「へ」の印部石が展示されている。

ミーヤーモーには、田畠の測量の図根点として使われてきた現存する貴重な印部石（はる石）が設置されている。ヌールガーは、戦後も水道が布設されるまで飲料水、正月の「若水」として字民に利用された。具志御嶽は、「琉球国由来記」では「赤良（あから）嶽『神名、潤（うるわしの）威部』」が村を守る祖靈神で、「崎山（さきやま）嶽『神名、姑巴麻（こばまの）威部』」はニライカナイから喜びや幸を持ってくるとされる。火ヌ神、ウトゥーシも祀られている。久良佐拝所は自治会が管理しており、旧暦7月7日に精霊を迎える準備をする。ノロ家には首里王府から正式に任命された公儀ノロの証として勾玉とガラス玉首飾りが現存する。ウッカーの水は、洗濯などの生活用水としてつかわっていた。案内役を引き受けてくださった上原勉氏のご厚意に感謝いたします。



ミーヤーモーの「ふ」の印部石



サーティヤー説明（金城重正氏）



最近見つかった「へ」の印部石



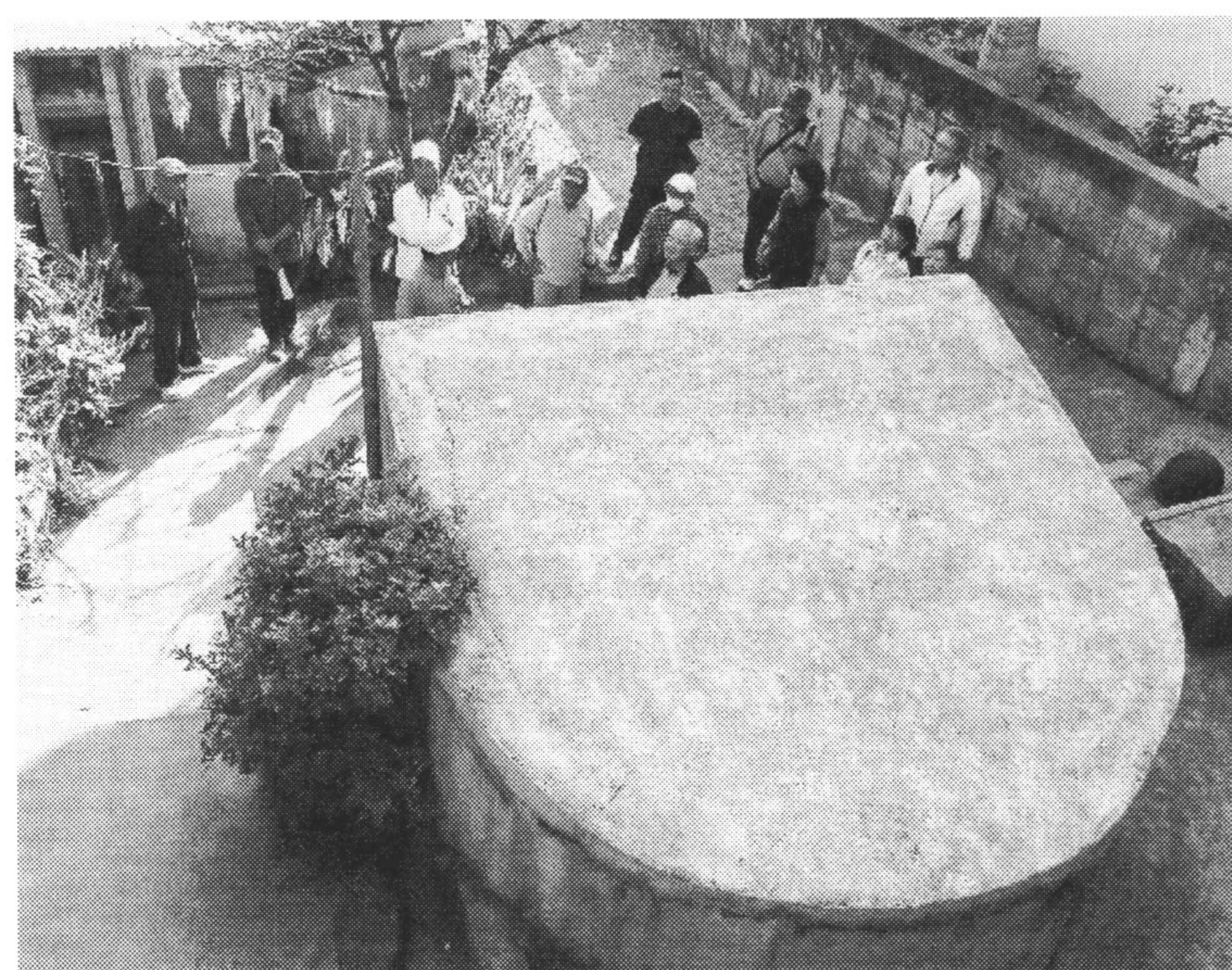
ヌールガー



久良佐拝所



ノロ家（勾玉、ガラス玉首飾り）



ウッカー



具志うたきで記念撮影